

国税庁からのお知らせについて(周知依頼)

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、以下の情報については、本会ホームページの会員向けトピックスにも掲載がございますので、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

(国税庁)

「委任者からの委任状等に係る押印の取扱いについて」

標記については、「令和3年税制改正の大綱」による税務書類への押印義務の見直しにあたり、現在、全国の税務署窓口において、対象となる税務書類については押印がなくとも改めて求めないこととする旨を令和3年1月15日付の支部長メーリングにてお知らせいたしました。

標記に関連して、国税庁より委任状等に係る押印の取扱いについて、下記のとおり周知依頼がありましたので、ご確認ください。

記

委任者からの委任状等についても、特定個人情報の開示請求等に係る委任状を除き、押印がなくとも改めて求めないこととしている。

なお、特定個人情報の開示請求及び申告書等閲覧サービスについては、実印の押印及び印鑑登録証明書等の添付などにより委任の事実を確認するため、引き続き、委任状への押印等が必要となる。

● (参考) 国税庁ホームページ

<税務署窓口における押印の取扱いについて>

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>

令和3年2月16日

中小企業業務対策部長 片山 和郎

中小企業業務対策部副部長 堀江 勤